

設楽町町営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和8年設楽町規則3号

設楽町町営住宅管理規則の一部を改正する規則

設楽町町営住宅管理規則(平成17年設楽町規則第107号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「19,000円」を「17,700円」に、「20,000円」を「17,100円」に、「32,400円」を「27,700円」に、「12,700円」を「11,900円」に、「21,900円」を「19,200円」に、「28,600円」を「25,100円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

設楽町町営住宅管理規則（平成17年設楽町規則第107号）新旧対照表

改正後		改正前	
別表第2（第9条の2関係）		別表第2（第9条の2関係）	
住宅名	家賃	住宅名	家賃
谷下団地	月額 <u>17,700円</u>	谷下団地	月額 <u>19,000円</u>
平山住宅	月額 <u>17,100円</u>	平山住宅	月額 <u>20,000円</u>
団園畑住宅	月額 <u>27,700円</u>	団園畑住宅	月額 <u>32,400円</u>
コーポ林	月額 <u>11,900円</u>	コーポ林	月額 <u>12,700円</u>
杉平向第二住宅	月額 <u>19,200円</u> （2DKタイプ）	杉平向第二住宅	月額 <u>21,900円</u> （2DKタイプ）
	月額 <u>25,100円</u> （3DKタイプ）		月額 <u>28,600円</u> （3DKタイプ）